

事 務 連 絡  
令和2年6月30日

各都道府県民生主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室長

### 緊急小口資金の特例貸付のオンラインによる申請受付の試行運用について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金の特例貸付の申請手続きに関して、より迅速な事務処理が可能となるよう、現在、全国社会福祉協議会においてオンラインによる申請システムの開発を進めているところです。

今般、そのシステム開発の一環として、一部の県社会福祉協議会においてオンライン申請受付の試行運用を行うこととしております。

今回の試行運用によりシステムの改善点や都道府県社会福祉協議会の事務処理フローにおける課題等の洗い出しを行い、システム開発にさらなる検討を加えていくことを予定しております。

各都道府県におかれては、ご了知いただくよう、よろしく申し上げます。また、試行運用対象県におかれては、県社会福祉協議会と連携の上、周知・広報にご協力いただくよう、よろしく申し上げます。

### 記

#### ○試行運用期間

・令和2年7月3日（金）から7月20日（月）の間

#### ○試行運用対象県

・秋田県、和歌山県、鳥取県、香川県、宮崎県の県社会福祉協議会

#### ○試行運用にかかる留意事項等

・試行運用のための Web アドレスは、上記5県の社会福祉協議会のホームページのほか、以下の厚生労働省ホームページにも掲載いたします。

（厚生労働省生活支援特設ホームページ）

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

- ・オンライン申請においては、申請に必要な事項や本人確認書類等の添付書類はパソコン等により送信することとなりますが、借用書については署名・捺印が必要なため、申請後に郵送いただくスキームとなっています。本運用では、借用書の提出前に貸付決定の事務処理を行うことについては、システム申請過程における表示事項への同意をもって意思表示があったものとして認めることといたします。

(参考)

# 緊急小口資金貸付制度のオンライン申請システムの概要

